

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第26号）

- 1 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正に伴い、県税の課税免除又は不均一課税の対象となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限及び当該条例の期限をそれぞれ2年間延長することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第27号）

- 1 農林水産大臣が定める家畜共済診療点数表（平成30年農林水産省告示第2154号）に「初診」が新設されたこと、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の一部改正により同法に定める家畜伝染病の名称が変更されたこと等に伴い、家畜保健衛生所手数料について、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和3年4月1日から施行することとした。

◇香川県港湾管理条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第28号）

- 1 高松港の香西地区港湾緑地に新たに整備する多目的広場等の使用料を定めるとともに、香西地区港湾緑地に指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 一部の規定は公布の日、一部の規定は規則で定める日から施行することとした。

◇香川県動物の愛護及び管理に関する条例及び香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第29号）

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）の一部改正に伴い、香川県動物の愛護及び管理に関する条例について、特定動物の飼養又は保管の変更許可手数料の対象に旧法の規定に基づく変更許可を加え、香川県事務処理の特例に関する条例について、知事の権限に属することとなる事務のうち高松市が処理することとする事務を追加することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、規則で定める日から施行することとした。

◇香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第30号）

- 1 香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第6号）の制定に伴う条ずれの改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第31号）

- 1 新型コロナウイルス感染症の患者等に対応する作業の特殊性、国家公務員との均衡等を考慮し、人事委員会規則で定める業務に従事した場合の特殊勤務手当の特例を定めることとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇知事等の給与の特例に関する条例（令和2年香川県条例第32号）

- 1 知事、副知事及び教育長の給料の減額措置を講じることとした。
- 2 公布の日から施行することとした。